（確認の取消し）

第十条　法第五条第一項第五号ただし書の経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　事務上の誤り（確認事業者の故意又は重大な過失によるものを除く。）により、対象債権に係る債務の弁済をした場合

二　法第三条第一項の確認又は法第四条第一項の規定による変更の確認を受けていない対象債権に係る債務について、当該対象債権に係る法第四条第一項の規定による変更の確認前に弁済をした場合（確認事業者が当該変更の確認を受けなければならない旨を知った後に弁済をした場合を除く。）

2　指定確認調査機関は、法第五条第二項において準用する法第三条第七項の規定による通知と併せて、対象債権者に対し、法第六条第一項の規定による一時停止の要請を撤回する旨を通知しなければならない。

3　指定確認調査機関は、法第五条第一項の規定による取消しをしたときは、確認事業者であった者に対し、当該取消しをした旨を通知しなければならない。

（一時停止の要請の対象となる回収等）

第十一条　法第六条第一項の経済産業省令で定める債権者としての権利の行使は、担保の提供の受入れ又は破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをいう。

2　法第六条第一項の規定による一時停止の要請及び同項の規定による通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　確認事業者の氏名又は名称、住所及び連絡先等並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人。以下同じ。）の氏名

二　確認事業者に代理人がある場合は、代理人の氏名又は名称、住所及び連絡先等

三　指定確認調査機関が法第三条第一項の確認をした年月日

四　指定確認調査機関の名称、住所及び連絡先等

五　確認調査員の氏名及び連絡先等

六　当該一時停止の要請の内容

3　法第六条第二項ただし書の経済産業省令で定める対象債権は、次に掲げる対象債権とする。

一　利息の請求権（利息の請求権を有する全ての対象債権者に対して弁済をする場合におけるものに限る。）

二　担保権によって担保される対象債権のうち、対象債権者が担保権の行使によって弁済を受けることができる部分に係る権利（当該対象債権に係る債務の弁済により、当該担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の額から当該弁済の額が控除されることとなる場合であって、早期に弁済することが確認事業者の事業の再生に支障を及ぼさないときにおけるものに限る。）

三　一般に公表された債務処理を行うための手続（破産手続、再生手続、更生手続及び特別清算手続を除く。）についての準則（公正かつ適正なものと認められるものに限る。）に基づく手続（以下「準則に基づく手続」という。）の開始から終了に至るまでの間における資金の借入れに係る対象債権（当該対象債権の弁済を、当該準則に基づく手続における当事者である債権者が確認事業者に対して当該資金の借入れの時点において有している他の債権の弁済よりも優先的に取り扱うことについて、当該準則に基づく手続において当該債権者全員の同意を得たものに限る。）

四　少額の対象債権（担保権の行使によって弁済を受けることができる対象債権の部分を除く。）であって、次のいずれにも該当するものとして指定確認調査機関の確認を受けたもの

イ　当該少額の対象債権に係る債務を早期に弁済することにより対象債権者集会手続を円滑に進行することができること

ロ　当該少額の対象債権に係る債務を早期に弁済することが確認事業者の事業の再生に支障を及ぼさないこと

第三節　対象債権者集会及び権利変更決議の認可等

（対象債権者会議）

第十二条　確認事業者は、原則として次の各号に掲げる時期に、それぞれ当該各号に定める会議（以下この条及び第四十六条において「対象債権者会議」という。）を開催しなければならない。

一　法第六条第一項の規定による一時停止の要請の日から二週間以内　権利変更概要書の内容並びに確認事業者の資産及び負債の状況（第五項第一号ロにおいて「権利変更概要書の内容等」という。）について対象債権者に対し説明を行うための対象債権者会議

二　法第十五条第四項の規定による報告の日から対象債権者集会の招集の日までの間　権利変更議案、早期事業再生計画及び法第十四条第四項の規定による評定の内容（第五項において「権利変更議案等」という。）並びに法第十五条第一項の調査の結果について対象債権者に対し説明を行うための対象債権者会議

2　確認事業者及び指定確認調査機関（確認調査員を含む。）は、対象債権者会議において、対象債権者に対し、対象債権者が法第二十条第一項の同意をするか否かの判断をするために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

3　法第二十五条及び第二十六条（第三項第三号及び第四号を除く。）の規定は、対象債権者会議について準用する。

4　確認事業者は、法第三条第一項の確認前に行われた準則に基づく手続において、当該準則に基づく手続における当事者である債権者との間で権利変更議案及び早期事業再生計画に相当する事業の再生の計画について協議をしていた場合には、対象債権者会議を開催することを要しない。

5　法第四条第一項の規定による変更の確認又は法第十五条第四項の規定による報告が行われた権利変更議案等の変更のため再度同項の規定による報告（以下この項において「変更の確認等」という。）が行われた場合には、既に開催された対象債権者会議については、再度開催することを要しない。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続をしなければならない。

一　当該変更の確認等が第一項第一号の対象債権者会議の日から同項第二号の対象債権者会議の日までの間に行われた場合　次に掲げる手続

イ　対象債権者に対し、当該変更の確認等の内容を通知すること。

ロ　当該変更の確認等により追加される対象債権者がある場合には、当該追加される対象債権者に対し、権利変更概要書の内容等及び対象債権者集会手続の進行状況について説明すること。

二　当該変更の確認等が第一項第二号の対象債権者会議の日以降に行われた場合　次に掲げる手続

イ　対象債権者に対し、当該変更の確認等の内容及び変更後の権利変更議案等の内容を通知すること。

ロ　当該変更の確認等により追加される対象債権者がある場合には、当該追加される対象債権者に対し、権利変更議案等の内容及び対象債権者集会手続の進行状況を説明し、当該権利変更議案等について意見を述べることができる旨を通知すること。

ハ　当該追加される対象債権者から当該権利変更議案等について意見が述べられた場合には、他の対象債権者に対し、当該意見を通知すること。